



【JBAオープンセミナー】  
第6回生物多様性条約第8条(j)項(伝統的知識)作業部会報告



## Outline

1. 伝統的知識 (TK) に係る問題の概要
2. これまでの議論の進展
3. 今回の会合における議論
4. 今後の課題

## 用語の定義

### 遺伝資源

- ⇒ 現存の又は潜在的な価値を有する遺伝素材 (CBD第2条)
- ⇒ Cf. 遺伝素材: 遺伝の機能的な単位を有する植物、動物、微生物その他に由来する素材

### 伝統的知識 (TK) (広義)

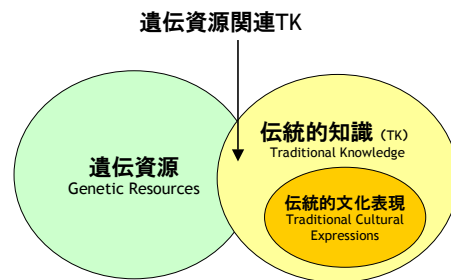
- ⇒ 国際的に合意された定義無し。
- ⇒ WIPOの定義: 伝統に基づいた文学、芸術、科学的作品; 実演; 発明、科学的発見; デザイン; 標章、名前及びシンボル; 非開示情報; 並びに産業、科学、文学又は芸術分野における知的活動の結果生まれるその他の伝統に基づくイノベーション及び創造物

### ● 伝統的知識 (TK) (狭義)

- ⇒ 技術的知識 (例) 医薬知識

### ● 伝統的文化表現 (TCEs)

- ⇒ 伝統的コミュニティの文化生活の一部をなし、伝統的に、世代を超えて、発展・伝承されてきた特徴的な表現形式 (有体物及び無体物)



3

## 先進国と途上国の通商の構図



4

## BACKGROUND

- 遺伝資源及び伝統的知識の商業化
  - Turmeric, Neem, Ayahuasca, Hoodia Cactus, Basmati, Rosy Periwinkle, Dichapalin, Gelonloides, Maca etc.



バイオ・パイラシー（Bio-piracy）？



✿ フォークロア（伝統的文化表現）の商業化



5

## CBD-TK関連規定①

### ✿ 前文

伝統的な生活様式を有する多くの原住民の社会及び地域社会が生物資源に緊密にかつ伝統的に依存していること並びに生物の多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用に関して伝統的な知識、工夫及び慣行の利用がもたらす利益を衡平に配分することが望ましいことを認識し、…

### ✿ 第8条 生息域内保全

締約国は、可能な限り、かつ、適当な場合には、次のことを行う。

(j) 自国の国内法令に従い、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関連する伝統的な生活様式を有する原住民の社会及び地域社会の知識、工夫及び慣行を尊重し、保存し及び維持すること、そのような知識、工夫及び慣行を有する者の承認及び参加を得てそれらの一層広い適用を促進すること並びにそれらの利用がもたらす利益の衡平な配分を奨励すること。

### ✿ 第10条 生物の多様性の構成要素の持続可能な利用

締約国は、可能な限り、かつ、適当な場合には、次のことを行う。

(c) 保全又は持続可能な利用の要請と両立する伝統的な文化的慣行に沿った生物資源の利用慣行を保護し及び奨励すること。

6

## CBD-TK関連規定②

### 第17条 情報の交換

1. 締約国は、開発途上国の特別のニーズを考慮して、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関連する公に入手可能なすべての情報源からの情報の交換を円滑にする。
2. 1に規定する情報の交換には、技術的、科学的及び社会経済的な研究の成果の交換を含むものとし、また、訓練計画、調査計画、専門知識、原住民が有する知識及び伝統的な知識に関する情報並びに前条1の技術と結び付いたこれらの情報の交換を含む。また、実行可能な場合には、情報の還元も含む。

### 第18条 技術上及び科学上の協力

4. 締約国は、この条約の目的を達成するため、自国の法令及び政策に従い、技術（原住民が有する技術及び伝統的な技術を含む。）の開発及び利用についての協力の方法を開発し並びにそのような協力を奨励する。このため、締約国は、また、人材の養成及び専門家の交流についての協力を促進する。

7

## 既存の制度によるTKの保護

### 1. 積極的保護（Positive Protection）

⇒ TKの保護及び促進を目的としたTK保有者への権利の付与

#### ④ 既存の知的財産制度による保護

- ① 特許法
- ② 不正競争防止法（営業秘密）
- ③ 著作権法
- ④ 商標
- ⑤ 地理的表示



### 2. 防衛的保護（Defensive Protection）

⇒ 第三者によるTKに係る知的財産権の不正な取得の防止

- ④ 特許審査の質の向上
- ④ 先行技術調査のためのデータベースの構築  
⇒ TKの文書化・電子化

8

## 新たな保護の可能性

### 1. 現行法改正アプローチ

- ④ 世界公知公用の採用
- ④ 出所開示+合法アクセス証明
  - ① 遺伝資源及び伝統的知識の出所（入手元）の開示
  - ② 事前の同意（PIC）取得の証明
  - ③ 公正かつ衡平な利益配分の証明

### 2. 固有の制度による保護

- ④ 既存の法制度によるTK保護の限界
- ④ PICやABS等を定めた固有の制度の創設

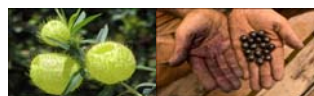


9

## 各国/地域レベルでの取組

### • 固有の制度 (Sui Generis System)

- 環境法の中で規定
- 遺伝資源アクセス法の中で規定  
(利益配分(ABS)に関連して)
- 独立したTK保護のための固有の制度
- 知的財産権法の中での特別規定
- 原住民保護法



ブラジル  
コスタリカ  
インド  
ナイジェリア  
パナマ  
ペルー  
フィリピン  
タイ  
バングラディッシュ  
オーストラリア  
中国  
台湾  
アンデス諸国  
アフリカ (AU)  
太平洋島嶼国  
etc

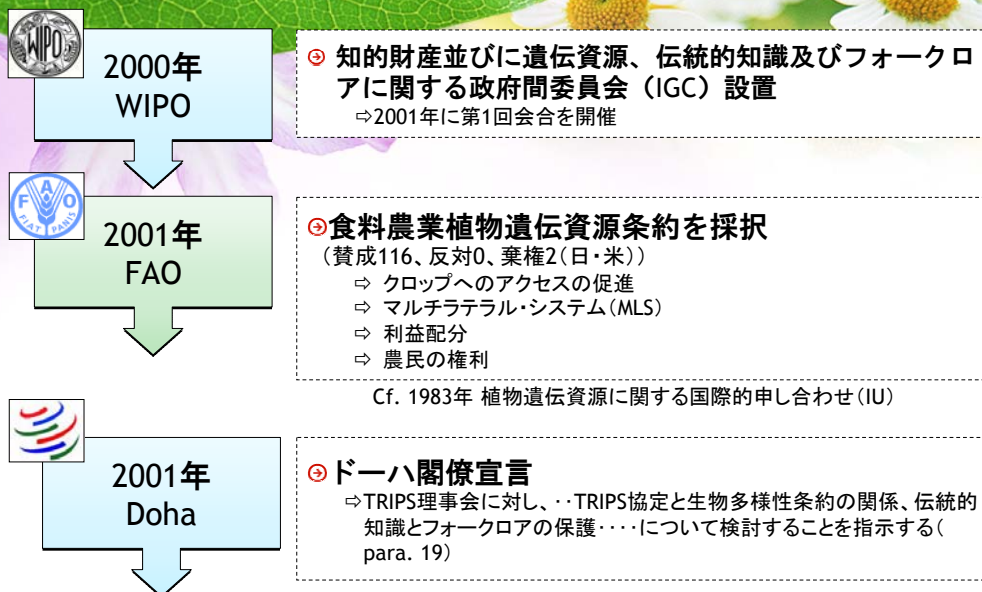
10

## 国際的な議論の進展: QUICK REVIEW ①



11

## 国際的な議論の進展: QUICK REVIEW ②



12

## 国際的な議論の進展: QUICK REVIEW ③



2002年  
COP6

### ③ABSに関するボン・ガイドラインを採択

多くの開発途上国は法的拘束力のある国際文書を志向  
先進国はボン・ガイドラインの任意性を支持



締約国が利益配分に関する立法上、行政上又は政策上の措置を講ずる際等の指針になる「遺伝資源へのアクセスとその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関するボン・ガイドライン」  
(通称:ボン・ガイドライン)



2002年  
WSSD

### ③持続可能な開発に関する世界首脳会議

「持続可能な開発に関する世界首脳会議実施計画」を採択

⇒「ボン・ガイドラインを念頭におき、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を促進、保護するための国際的な制度 (international regime) について、生物多様性条約の枠組み内で交渉を行う。」(パラグラフ44(o))

13

## 国際的な議論の進展: QUICK REVIEW ④



2004年  
COP7

### ③Akwé: Konガイドラインを採択



「原住民の社会及び地域社会により伝統的に占有又は利用されてきた聖地、土地及び水域において実施するよう提案された開発又はそれらに影響を及ぼす可能性のある開発に関する文化的、環境的及び社会的影響アセスメントの実施のためのAkwé: Kon任意ガイドライン」  
(通称: Akwé: Konガイドライン)



2004年  
FAO

### ③食料農業植物遺伝資源条約 (ITPGR) 発効

(現在120の国・地域が批准(2009年11月末現在))



2006年  
COP8

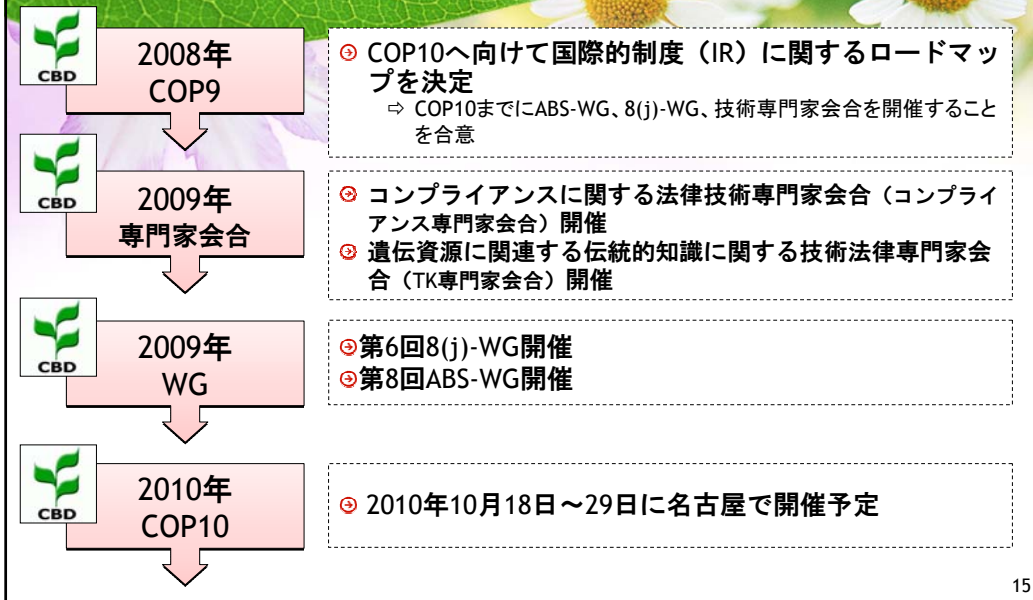
### ③ABS-WGのマンデートの更新

⇒COP10までのできる限り早期にABS-WGの作業を完了させる。

### ③遺伝資源の原産国/出所/法的起源の国際認証に係る技術専門家会合設置

14

## 国際的な議論の進展: QUICK REVIEW ⑤



15

## 法的枠組み

- CBD
- ITPGR
- 資源提供国のABS/TKに係る国内法
  - ⇒ E.g., African Union, Brazil, China, Costa Rica, India, Peru, the Philippines, Portugal, Thailand etc.
- 先住民族の権利に関する国際連合宣言
- ボン・ガイドライン
- Akwé: Konガイドライン
- ユーザーのためのガイドライン
  - ⇒ 日本「遺伝資源へのアクセス手引」(2005年)



16



## 国際的な議論の論点整理

- ABSに関する国際的な制度 (International regime)
  - 法的拘束力の有無
  - 遺伝資源の原産国/出所の開示/法的起源の国際認証
  - 派生物(derivatives)の取扱い
- CBD原則の知的財産制度への導入
  - TRIPS協定とCBDの整合性
  - 特許出願の際の出所開示要件
    - ⇒ 出所開示に係る三提案
      - ブラジル、インド、その他途上国案
      - スイス案
      - EC案
  - TKの保護及び認識
- 原住民の権利の保護



17

## 第6回8(j)-WG:概要

- 第6回「第8(j)条及び関連規定に関する作業部会」  
(Sixth meeting of the Ad Hoc Open-ended Working Group on Article 8(j) and Related Provisions of the Convention on Biological Diversity)

<b>日時</b>	2009年11月2日～6日
<b>場所</b>	カナダ・モントリオール (国際民間航空機関(ICAO)本部)
<b>共同議長</b>	Nicola Breier氏(ドイツ) + Lucy Mullenkei氏(ILC)
<b>参加者</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 条約締約国(日本政府代表:外務省及び環境省)</li> <li>● 原住民及び地域社会代表(Indigenous and Local Communities: ILC)</li> <li>● 関連国際機関</li> <li>● NGO</li> </ul>

18

## 第6回8(j)-WG 議題及びコンタクトグループ

- 議題1. 開会
- 議題2. 組織事項
- 議題3. CBD第8条(j)項及び関連条項の目的に関連する事項に係る原住民及び地域社会の効果的な参加を促進するためのメカニズム
- 議題4. 伝統的知識の保護のための固有の制度 (*Sui Generis System*) の諸要素
- 議題5. 原住民及び地域社会の文化的、知的遺産の尊重を確保するための倫理的行動規範の諸要素
- 議題6. アクセス及び利益配分に関する国際的枠組: ABS-WGに対する意見
- 議題7. CBD第8条(j)項及び関連条項の履行に係る複数年度作業計画
- 議題8. その他
- 議題9. 報告書の採択
- 議題10. 閉会

### 【コンタクトグループ】

	コンタクトグループ	共同議長
1	倫理行動規範CG	Susanna Chung氏(南アフリカ)及びNeva Collings氏(ILC)
2	ABS-CG	Damaso Luna氏(メキシコ)及びMerle Alexander氏(ILC)
3	複数年度作業計画CG	Tone Solhaug氏(ノルウェー)及びGunn-Britt Retter氏(ILC)

19

## 第6回8(j)-WG 議題3. 参加メカニズム

- ★ 議題3. CBD第8条(j)項及び関連条項の目的に関連する事項に係る原住民及び地域社会の効果的な参加を促進するためのメカニズム

### ① CHECK 勸告6/1

- ② ABSに関するIRの創設と2010年以降の実施に向けた能力構築のための努力を歓迎。
- ② 条約事務局に対し、能力構築に関する決議の効果的な実施促進のための努力継続を要請。
- ② 条約事務局に対し、地域社会の教育や情報の周知伝達のための電子的、伝統的又はその他の手段の開発とラジオ等の多様なメディアを通じた締約国による情報の普及促進を要請。
- ② 事務局長に対し、電子的な伝達手段の開発、翻訳等の継続を要請。
- ② 伝統的知識に関する情報ポータルに留意する。
- ② 締約国に対し、原住民及び地域社会の組織との連絡の促進と第8条(j)項に係る作業計画の発展及び実施の促進のために、第8条(j)項及び関連条項のための国内フォーカスポイントの指定の検討を要請。
- ② 締約国や関連するファンド機関等に対し、自発的基金への貢献を要請。

20

## 第6回8(j)-WG: 議題4. 固有の制度

### \* 議題4. 伝統的知識の保護のための固有の制度 (Sui Generis System) の諸要素

#### CHECK 勧告6/2

- 固有の制度の諸要素には、締約国等が固有の制度を発展させる際に有効な要素が含まれている点に留意。
- 固有の制度は、慣習法や慣行、地域社会の取り決め、さらに適宜これら社会の効果的な参加、承認及び関与をもって創設されるべきであることに留意。
- 固有の制度についてまだ検討等を行っていない締約国に対し、適宜、固有の制度創設の手順を踏むよう奨励。
- WIPO 一般総会決議に関しては、他のフォーラムで進行中の作業に予断を与えることなく作業を継続し、遺伝資源や伝統的知識等の効果的な保護の確保のために合意に到達するべくテキストベースの交渉を行うよう留意。



21

## 第6回8(j)-WG: 議題5. 倫理行動規範(案)

### \* 議題5. 原住民及び地域社会の文化的、知的遺産の尊重を確保するための倫理行動規範 (Code of Ethical Conduct) の諸要素

#### CHECK 勧告6/3: 倫理行動規範(案)の概要①

- 倫理行動規範は、序文に続き、「理論的根拠(RATIONALE)」「倫理原則(ETHICAL PRINCIPLES)」「方法(METHODS)」の3つのセクション(計30のパラグラフ)で構成。
- 倫理行動規範の目的
  - ⇒ 原住民及び地域社会の文化的、知的遺産の尊重を確保すること。
- 「文化的、知的遺産」(Cultural and Intellectual Heritage)
  - ⇒ 原住民及び地域社会の文化遺産及び知的財産であり、CBDの文脈では生物多様性の保全及び持続可能な利用に関連する伝統的知識を指す。
- 【RATIONALE】
  - ⇒ 冒頭部分で、本倫理行動規範が任意のものであることを明記。倫理行動規範は、原住民等との意見交換、地域や国内等における倫理規範の策定、国内制度の創設等の際の指針となることを想定。

22

## 第6回8(j)-WG: 議題5. 倫理行動規範(案)

### \* 議題5. 原住民及び地域社会の文化的、知的遺産の尊重を確保するための倫理行動規範 (Code of Ethical Conduct) の諸要素

#### ① CHECK → 勧告6/3: 倫理行動規範(案)の概要②

##### ④ 【ETHICAL PRINCIPLES】

⇒ 伝統的知識に関する知的財産、差別の禁止、透明性、PIC、公正かつ衡平な利益配分、伝統的資源へのアクセス等を規定。

##### ④ 【METHOD】

⇒ 誠実な交渉、女性への配慮、原住民及び地域社会の十分かつ効果的な参加、守秘義務等を規定。

- ④ ①原住民及び地域社会が伝統的に領有してきた土地等に関する文言、②PICに関連する文言、③原住民及び地域社会の伝統的資源体系の決定に係る文言については、合意の形成に至らず、ブラケットのまま。

- 本倫理行動規範の名称は、Mohawk族の言葉で「the proper way」を意味する言葉を冠する「Tkariwaié:ri 倫理行動規範」に。

23

## 第6回8(j)-WG: 議題6. ABS-WGへの意見

### \* 議題6. アクセス及び利益配分に関する国際的枠組: ABS-WGに対する意見

#### ① CHECK → 最終テキストに盛り込まれた主な事項①

##### ④ 第15条(利益配分)と第8条(j)項の関係

⇒ 相互支持的であり、IRの発展は伝統的知識の尊重と保護を支援すべき。

- ④ 伝統的知識と遺伝資源が関連する場合、両者は不可分。

##### ④ 伝統的知識の特徴

⇒ 特定の文化又は人々との関連性、長期的な発展、動的・発展的性質、世代を超えた伝承、地域性、原作者特定の困難性等。

- ④ IRと地域における伝統的目的での遺伝資源及び伝統的知識の交換。

- ④ IRにおける伝統的知識及び関連する遺伝資源に係る原住民及び地域社会の権利に係る文言の規定。

24

## 第6回8(j)-WG: 議題6. ABS-WGへの意見

### \* 議題6. アクセス及び利益配分に関する国際的枠組：ABS-WGに対する意見

#### ① CHECK 最終テキストに盛り込まれた主な事項②

- ④ IRは伝統的知識が利用等された場合のPIC及び利益配分に係る原住民及び地域社会の権利を認識した国内立法を要求すべき。
- ④ 遺伝資源に関連した伝統的知識  
⇒ 「in the public domain」と「publicly available」の違いの認識。
- ④ PIC促進のためのコンプライアンス措置  
⇒ 遺伝資源の原産又は出所の開示要件を含む。
- ④ コンプライアンス促進のための措置  
⇒ 原住民の権限ある機関の創設、国際認証、伝統的知識利用のモニタリング、PIC等に係る能力構築等。



25

## 第6回8(j)-WG: 議題7. 複数年度作業計画

### \* 議題7. CBDの第8条(j)項及び関連条項の実施に係る複数年度作業計画

#### ① CHECK 勧告6/4

- ④ 作業計画の改正に関し、現在進行中のタスクを維持しつつ、能力構築や原住民及び地域社会の参加のためのメカニズム等を追加。
- ④ 次回の第7回8(j)-WGは、CBD第10条(特に第10条(c)項)を条約の様々な作業計画等に組み込むために、新たな要素を加えた戦略を策定。
- ④ 将来の8(j)-WGに「主要な分野と他の横断的事項に関する詳細な意見交換」と題する新たな議題を組み入れ、第7回WGでは、利益配分、保護地域、生物多様性及び気候変動の中の一つについて詳細な意見交換を開始。
- ④ 効果的な参加を目的とする地域社会代表アドホック会議を開催。
- ④ 土地保有に関する指標の創設に係る意見聴取のために、加盟国、原住民及び地域社会の組織、国際機関等の関連する利害関係者を招聘。
- ④ 事務局長に対し、伝統的知識の文書化に関するツールキットの開発に係るWIPOの作業の完了を支援するために、UNPFII、UNESCO及びWIPOとの協力の継続を要請。

26



## 今後の課題

- 倫理行動規範案の採択とその後
- 国内問題へ与える影響
- 知的財産制度へ与える影響
  - 出所開示問題
  - 固有の制度
  - 「in the public domain」と「publicly available」
- 各国のABS法制定状況及びその内容の把握
- 交渉グループ
  - Group of Like-Minded Megadiverse Countries (LMMC)
  - Like-Minded Asia-Pacific Group
- ポストCOP10